

公益財団法人 日本下水道新技術機構 第5回評議員会議事録

- 1 開催された日時 平成27年3月19日(木) 15時から16時45分
- 2 開催された場所 公益財団法人 日本下水道新技術機構 8階特別会議室
- 3 評議員総数 9名
- 4 出席評議員数 6名
(出席) 小川 健一 木下 哲 久米 辰雄 曾小川久貴
松木 晴雄 山口 修
(欠席) 楠田 哲也 松尾 友矩 山下 研二
(監事出席) 穂本 守雄 丸山 淳一

5 議 題

議案(決議事項)

評議員会における役員を選任方法等に関する件

その1 評議員会における役員を選任方法について

その2 役員評価委員会運営規則(事務局案)について

その3 役員評価委員会委員の選任について

報告事項1(定款に基づく理事会決議事項の報告)

平成27年度事業計画及び収支予算等について

その1 平成27年度事業計画書について

その2 平成27年度収支予算書について

その3 平成27年度資金調達及び設備投資の見込みについて

報告事項2(理事会の報告事項)

代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告

6 議事の経過の要領及びその結果

(1) 議決に加わらない決議事項への事前申し出及び議決数の報告

古瀬事務局長から評議員会の決議要件について、定款第23条第1項の規定により、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行うこととされていることから、評議員の中で、特別の利害関係を有するため議決に加わることができない決議事項があれば議決の前に議長に申し出をされるよう説明があった。そのうえで、本評議員会の出席者数は9名中6名であり、特別の利害関係を有すると申し出をされる評議員がいなければ、本評議員会での決議事項は成立することの報告があった。

(2) 議長の選出

古瀬事務局長から議長の選出について、定款第22条の規定に基づき、「評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員会の中から選出する」ことの説明があり、その間、石川理事長が議事を進行した。

その後、石川理事長が議長の推薦を求めたところ、久米評議員から『豊富な行政経験や機構業務をよく理解されていることから曾小川評議員を議長に推薦する』との発言があり、他に推薦がなかったことから本評議員会の議長は、曾小川久貴 評議員が選出された。

(3) 議事録署名人の報告

定款26条第2項の規定による議事録署名人は曾小川議長に一任され、次の2名が選出された。

小川 健一 評議員 及び 松木 晴雄 評議員

(4) 議案の審議状況及び決議結果等

○決議事項

議案 評議員会における役員の選任等に関する件

その1 評議員会における役員の選任方法について

議長の求めに応じ、古瀬事務局長から評議員会における役員の選任等に関し、議案その1からその3までの提案理由及び添付資料の説明があった。このあと、議長から、この場では、議案その1については、監事を除く本年任期となる理事の選任方法について議論いただきたいこと、議論を行いやすくするため、役員選任の選択肢を示した資料が添付してあるが、これにこだわることなく、機構の役員の選任方法としてどういったものがふさわしいか幅広く議論のうえ、役員の選任方法をまとめてもらいたい旨の要請があった。

このあと、同議案に関して次の質疑応答があった。

松木評議員 現在の理事はどういう形で選任されたのか。

石川理事長 新法人移行前までは、理事の数は十数名と多かったが、その中で公益法人として利害関係にならない人に絞って、自治体の代表者、公益的な団体の方、学識経験者という形で選び、それを候補者として評議員会に諮り、評議員会で選任してもらった。

江藤専務理事 公益認定を申請する際に、新役員の名簿を添付する必要があり、移行前の寄附行為に基づいて選任した。また、国土交通大臣からの要請を受け、新法人移行前の対応として、選任手続の公表をしてきたものである。今回の役員の選任方法は、新法人法に基づくもので当時と全く異なっている。

今回は、先程の内閣府の要請文の公募その他の方法という表現を受けて、公募若しくは評価委員会等が必要ではないかということで評価委員会の案が事務局から示されている。

また、他の法人について調べたが、公益法人協会という法人は、評議員等から成る役員候補者選定委員会で役員の候補者を選び、それを評議員会に諮っているところもある。公募を実施した法人は把握していない。

松木評議員 必ずしも、これだという方法はないということか。

曾小川議長 下水道協会の場合、基本的には正会員である自治体が理事になるということになっているが、それ以外の正会員ではない3名だけは正会員以外から選ぶことができることになっている。その場合には、理事から役員候補者を推薦し、その中から適任者を選任している。そのために選考委員会を別に設けている。

また、過去の経験でいうと下水道事業団の場合は、旧政権のときだったので公募を行った。公募については非常に制限なく応募があるので、その第一次絞込みに相当苦労した。それで候補者を5人位に絞った後に外部の有識者が入った選考委員会で選任した。

なお、選考委員については属性を公にしているだけで、誰が選考委員になっているかは分からないようになっている。変に圧力がかかってもとということで属性だけしか公にしていない。

久米評議員 機構は幅広い技術を扱っているので、役員をバランスよく選ぶという意味でいうと事務局からの推薦がよいと思う。事務局で候補者を選んで評議員会で厳正に審査し選任するのがよいと思う。公募だと人数が多くなったり、場合によっては期待する人物が出てこないという問題もあろうかと思うので公募はなじまないと考える。

小川評議員 確認したいが、役員の選任について、評議員会で理事をまとめて選任し、その後の理事会で理事長・専務理事を決めるという理解でよろしいか、その場合、資料にあるように理事長、専務理事と非常勤理事の選任を分けて評議員会で選任し、これを理事会に諮ることも可能だという意味でとらえてよいのかお聞きしたい。

曾小川議長 この資料の作成に当たっては当方も関わっているので説明するが、理事長と専務理事は理事会で決定するということは定款で決まっていることなのでそのまま書いたということであるが、ただ一方で選任方法が公募となったときに、例えば、理事長を公募する際、理事長に求められる資格や資質は、一般の理事とは求められるものが違うので、その場合には書き分けをしていく必要があるということになる。従って、ただ今申し上げたように、選任方法によっては理事長、専務理事と一般の理事との仕分けをする必要が出てくるので、そうなった場合、資料に示してあるような方向に自ずとなっていく。こういう趣旨で理解いただければと思う。

小川評議員 例えば、理事長と専務理事を公募とし、その他の理事については推薦というような分け方もあるということか。

曾小川議長 選任方法によってはその可能性はある。

小川評議員 資料にある5名から10名の理事というのは、これはその範囲の中であればよいということか。

曾小川議長 そのとおりで、定款で理事は5名から10名と定めてある。

小川評議員 資料の5名から10名というのは、例えば、次の第2期の理事の人数をこの程度にしたいというものではないのか。

江藤専務理事 人数的には、新しい法律で代理出席ができないので、どうしても欠席が多いと議案が成立しなくなってしまう恐れがある。そういう意味で、数のうえではそういう配慮が必要かと思う。

小川評議員 公募は機構にはなじまないのではという意見があったが、それについては同感で、機構の理事ということになれば下水道事業に精通している人、機構がおかれた環境をよく理解している人が必ずしも公募で集まるかという疑問もある。選任の透明性で考えると、公募は一番透明に見えるので、一度公募にするとその後交替がきかなくなるような恐れがあるので、できれば公募でない方がいいと思っている。ただ一方で、透明性の確保という点から、公募は避けた方がいいにしても、事務局とか理事会の推薦ではなくて、やはり評議員会が絡んだ方がよいかなと思っている。

松木評議員 公募というのは、実際手間もかかるし、どういう資質の人がくるのかそれは全く分からない。機構が前に進めるように機構や下水道事業をよく理解している人がその任に当たってもらうのが一番。

公募は、機構にはふさわしくないと思う。推薦による方法が資料に示してあるが、やはり、透明性あるいは客観性ということになると評議員を数名程度に絞って、そこで候補者を検討して推薦するのかなと思う。

山口評議員 ただ今発言があったが、公募による方法ではなく評議員の中から推薦委員を指名して、候補者を検討し推薦する方法がベターではないか考える。

木下評議員 事務局からの推薦候補者を評議員会で審議したうえで、選任する方法がよいと思う。

石川理事長 補足で一点だけ申し上げるが、新法人移行申請の段階で内閣府事務局といくつかやりとりがあり、その一つに移行後の役員選任をどういう方法で行うのかという質問があつて、機構は外部有識者からなる役員選考委員会に諮るといふ公式的な回答をしており、当時から公募はなじまないものと考えていたことを申し上げる。

以上のほか、意見・質問等はなかつたので、議長から、機構の役員の選任方法として、公募による方法は適当でないという合意があつたので、推薦による方法についてさらに議論を深めたいと提案があつたが、異議がなかつたので意見・質問等を求めたところ、次の質疑応答があつた。

久米評議員 候補者のバランス論でいうと事務局からの推薦がよいと思うが、透明性はどうかといわれると問題があると思う。一方、評議員会からの推薦だとバランス面でどうかなということと、あまりに評議員の方の負荷が重くなることが考えられる。これらを考えると、資料に示してある②の評議員の中から推薦委員を数名指名し候補者を検討し推薦する案と、④の事務局から推薦する案の折中案のようなものがよいと思う

木下評議員 候補者の推薦方法としては、やはり事務局の協力を得て推薦委員会で検討する方法がよいと考える。

松本評議員 確かに、事務局だけだと透明性に問題があるので、事務局が案を出して、それを踏まえて推薦委員会が検討するという折中案は一つの方法であると思う。

小川評議員 透明性を確保するという観点からは、役員推薦の原案はどこで作ったかというのが一番重要になると思う。推薦委員会が原案作成の際に事務局から意見やアイデアをもらうのはいいが、事務局が作った原案を認めるか否かではなく、原案は推薦委員会で考えたということでないか、対外的な透明性は出てこないのではないか。

山口評議員 透明性を確保するうえで、今の意見のとおり原案は推薦委員会で作成した方がよいと思う。

以上のほか、意見・質問等はなかつたので、議長がこれまでの意見、質疑応答の結果を集約し、推薦の方法として、評議員の中から推薦委員を指名し、候補者の推薦に当たっては事務局の協力を得て行うことを諮ったところ異議はなかつたので事務局に対し、この結果を踏まえて原案を作成するよう要請があつた。

なお、原案作成の間、審議を一旦中断し、次の議案等の議事を進行することについて諮ったが異議はなかつたので、議案その1の審議は中断となつた。

その2 役員評価委員会運営規則（事務局案）について

議長の求めに応じて、古瀬事務局長から役員評価委員会運営規則（事務局案）に基づき、目的、委員会の構成及び委員会における評価方法等について説明があつた。

このあと、意見・質問はなく、議長が本議案について諮ったところ、原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

その3 役員評価委員会委員の選任について

冒頭、議長が役員評価委員会委員について推薦を求めたところ、特に推薦がなかつたので、事務局案を議案として審議することについて諮ったところ、異議

がなかったので同議案を審議することとした。

そのあと、議長の求めに応じて、古瀬事務局長から役員評価委員会委員名簿（事務局案）に基づき、候補者の氏名、役職及び機構との関係等の説明があった。

このあと、意見・質問はなく、議長が本議案について諮ったところ、原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

なお、議長から役員評価委員会委員名簿の取扱いについて十分注意を払うよう要請があったので事務局も了承した。

○報告事項

1 定款に基づく理事会決議事項の報告

・平成 27 年度事業計画及び収支予算等について

その 1 平成 27 年度事業計画書について

その 2 平成 27 年度収支予算書について

その 3 平成 27 年度資金調達及び設備投資の見込みについて

江藤専務理事より、次のとおり当該報告その 1 からその 3 まで関連につき一括しての報告があった。

最初のその 1 平成 27 年度事業計画書では、Ⅰ基本方針、Ⅱ事業計画及びⅢ組織管理運営の適正化と効率化の各項目について詳細な報告があった。

その 2 の平成 27 年度収支予算書では、前年度の各科目と比して詳細な報告があった。

また、その 3 の平成 27 年度資金調達及び設備投資の見込みについては、資金調達及び設備投資は予定がないことの説明があった。

このあと同報告に関して次のとおり発言があった。

小川評議員 新たな審査証明方式の創設は大変ありがたいと思う。自治体が新しい技術や工法をそれぞれの施工環境でどう評価してよいのか、だんだん難しくなっており、そういう意味で機構の審査証明をかなり頼りにしているところがあるので、今後さらに充実を図ってほしい。

松木評議員 昨年の夏、新下水道ビジョンが出たが、これをいかに具体化するのかという意味で、機構には是非この新ビジョンを踏まえて新技術の研究・開発の展開において、そのミッションを果たしてもらいたいと期待している。

このあと、当該報告に関して特段の意見・質問はなかった。

2 理事会の報告事項

・代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告

・代表理事である石川理事長及び業務執行理事である江藤専務理事からそれぞれ職務執行状況報告があった。

○決議事項

議案 評議員会における役員の選任等に関する件

その 1 評議員会における役員の選任方法について（審議再開）

16 時 25 分、中断していた議案その 1 について、議長から同議案の審議再開が宣せられ、議長の求めに応じ、古瀬事務局長から評議員会における役員の選任方法（案）の説明があった。

このあと、同議案に関して次の質疑応答があった。

曾小川議長 本案第6号にある役員評価委員会は、評議員会の下に設置する
のか。
江藤専務理事 役員評価委員会には外部委員が入っているが、定款上、役員
の選任は評議員会の権限事項であり関連が深いので、評議員会の下
に位置づけた。

以上のほか、本議案に関し意見・質問等はなかったが、石川理事長より、先に
審議した役員評価委員会運営規則第6条と本案第5号との整合に関して、役員評
価委員運営規則第6条の「理事会」は「役員推薦委員会」になるのではないかと
の発言があった。議長が、これについて意見を求めたが、特に意見はなかったの
で、役員評価委員会運営規則第6条中「理事会」を「役員推薦委員会」に修正す
ることについて諮ったところ、出席評議員全員一致で可決した。

次に、議長が、本議案第3号の評議員会から指名する評議員の人数について意
見を求めたところ、小川評議員から3名が適当ではないかとの提案があり、人数
を3名とすることについて諮ったところ、異議はなかった。

このあと、議長が、本議案第3号の評議員会から指名する評議員の人数を3名
としたうえで、本議案について諮ったところ、原案どおり出席評議員全員一致で
可決した。

なお、評議員会からの役員推薦委員3名の指名は議長に一任され、議長から
小川評議員、松木評議員及び曾小川評議員が指名され、それぞれ、その就任を承
諾した。

以上をもって議案の審議等を終了したので、16時45分、議長は閉会を宣し、
解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は
記名押印する。

平成27年3月19日

議長

曾小川 久貴

署名人

小川 健一

署名人

松木 晴雄